

第5回移動等円滑化評価会議資料について

第4回移動等円滑化評価会議における 主なご意見と国土交通省等の対応状況

第4回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省、関係省庁等の対応状況
障害当事者参画の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取組を再点検し、移動等円滑化基準・ガイドラインに反映してほしい。 ・東京都では、UDワークショップでの議論が国立競技場や羽田空港等の施設整備に反映されており、基本設計の段階から当事者の意見を反映したすばらしい取組となっている。 	<p>○バリアフリー法に基づく基本方針において、施設整備に当たり、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等に参画するよう求めるよう周知を図ってまいります。</p>
地域分科会の複数開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会の回数を増やしてほしい。各地域の特性に応じた検討を行い、各地の先進的な取組をチェックするすばらしい機会なので、ぜひ広げてほしい。 	<p>○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえつつ、地域分科会の取組として、年1回の全体会議に加え、現地視察や地域の課題等に応じた意見交換会などを必ず実施するよう、各地域ブロックに指示してまいります。</p>
乗換ルートの一斉化	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の移動では複数社を乗り継ぐことが多いので、段差・隙間の情報をエコモ財団のらくらくおでかけネット等の一つのサイトで検索できるようにしてほしい。 	<p>○移動等円滑化整備ガイドラインにおいても、「Webサイトやアプリ等により、駅毎における単独乗降しやすい乗降口に関する情報を表示する。この表示は媒体や情報元等の違いによらず、共通の様式とし、さらに乗車駅と降車駅を容易に比較できるように考慮することが望ましい。」としており、情報提供方法について引き続き検討してまいります。</p>
国体開催地での評価	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な事例の評価・横展開の仕組みが必要。例えば、国体開催地を順番に評価していくと、各県のバリアフリーが順次進んでいくのではないかと 	<p>○移動等円滑化評価会議や地域分科会の枠組みを活用し、当事者参加の取組に関する先進事例や好事例の共有を既に行っているところではありますが、今後、各地域分科会等の仕組みを活用しながら関係各所へ周知を図って参ります。</p>

第4回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省、関係省庁等の対応状況
無人駅への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅の増加により当事者は困っている。無人駅化を止めるのは難しいと思うが、無人駅とする際は合理的配慮とセットで進めてほしい。評価会議でも無人駅の実態を知ることができるといい。 	<p>○2020年11月より「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会」を設置し、駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用や、無人駅利用のお困りごと等、無人駅に係る鉄道事業者の取組等の意見交換を行い、多くの解決すべき課題をお聞きしているところです。引き続き、障害者の安全、円滑な無人駅の利用について、検討してまいります。</p>
ICT等の新技術を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止にICT等の新技術を活用する場合は、導入のところから当事者を参画させてほしい。経過報告も重要である。また、新たな取組を行う場合は当事者に情報が届かないと意味がないので、周知の方法も重要。 	<p>○2020年10月より、「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」を設置し、ICT等の新技術を活用したホームからの転落防止対策の検討を開始。</p> <p>○この検討会では、視覚障害者団体の皆さまにもご参画いただいております。新たな取り組みの周知方法を含め、団体の皆さまのご意見を伺いながら検討を進めてまいります。</p>
マスタープラン・基本構想の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって基本構想やマスタープランの作成も含め、当事者参加のやり方に差がある。地域の差があまりないように工夫してほしい。 	<p>○2021年度から5年間の新たな整備目標を策定し、基本構想の作成市町村数を現在の1.5倍となる約450自治体を目指す等、地方部における基本構想等の作成をより一層推進することとしており、本年3月上旬には、各地方運輸局で主催する「令和2年バリアフリー法改正地方説明会」において、マスタープラン・基本構想の作成支援の説明を重点的に行い、共生社会ホストタウン登録済みの地方公共団体をはじめとした、各地方公共団体にもご参加いただき、積極的に作成促進の取組を行っているところです。</p>
ホームドア整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアは安全・安心のバロメーターであり、新しい公共事業という視点から、国を挙げて加速してほしい。 	<p>○新たな整備目標は、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち平均利用者数が10万人以上/日の駅で800番線を整備することとしており、目標達成に向け、ホームドアの整備を一層推進してまいります。</p>

第4回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省、関係省庁等の対応状況
障害者割引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別間の格差是正も重要。特に精神障害者割引について、国交省のイニシアチブと交通事業者の取組発展をお願いしたい。 	<p>○精神障害者割引の導入が広がっている状況や請願が採択にいたった現状等を各事業者や事業者団体等の関係者に幅広く周知するとともに、公共交通事業者等の間の連携等を含め、引き続き精神障害者割引についての理解と協力を求めてまいります。</p>
評価会議のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価会議について、今後どのような成果があったのかきちんと評価することが重要。 	<p>○移動等円滑化評価会議において、ご意見等に関するバリアフリー化の対応状況について適宜報告しており、適切に評価すると共に、今後の課題や問題点等を精査し、バリアフリー化のさらなるスパイラルアップが図られるようよう、取り組んでまいります。</p>
コロナ禍での障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけサポートのポスターについて、声かけをしても反応がない場合は聴覚障害の場合があるということを追記してほしい。 	<p>○鉄道事業者を中心に実施されております『「声かけ・サポート」運動強化キャンペーン』については、国土交通省が後援しているほか、鉄道利用者に対しても車内アナウンス等により協力を求めるよう鉄道事業者に要請しており、いただきましたご意見を踏まえ、鉄道事業者とともに検討してまいります。</p>
情報保障の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車内の電光掲示板は、車両によっては互い違いに表示されている場合があり、座席によっては見えない。すべてのドアの上に電光掲示板を設置してほしい。 ・ 利用する側が分かりやすいサイン・案内表示をさらに進めてほしい。 	<p>○バリアフリー整備ガイドラインにおいては、標準的な整備内容として、案内表示装置は、乗降口の戸の車内上部、連結部の扉上部等、車両の形状に応じて見やすい位置に設置すると定められております。</p> <p>○聴覚障害をお持ちの方にとって文字等による情報は非常に重要なものと考えておりますので、今回のご要望については、鉄道事業者に周知してまいります。</p>

第4回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省、関係省庁等の対応状況
パーキング・パーミット制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・なかなか駐車場が確保できないという現状があるので、パーキング・パーミット制度について全国統一的な基準を設け、地域間格差をなくしてほしい。 	<p>○パーキング・パーミット制度を含めた車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進方策等の今後のあり方については、今回のご要望の趣旨等も踏まえ、学識経験者、障害者団体、事業者団体等の関係者で検討体制の構築のための議論を行うなど、今後、前向きに検討を行ってまいります。</p>
アプリでUDタクシー配車	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーアプリでUDタクシーを選べないので、選べるようになると助かる。シドニーでは車種を選べてとても便利だった。 	<p>○国土交通省から配車アプリ会社に働きかけた結果、令和3年3月現在、一部のタクシー配車アプリにおいてUDタクシーを選択することが可能となっているところです。</p> <p>○国土交通省としましては、UDタクシーへのニーズに応じ、利用における利便性の向上が図られるよう、引き続き事業者等と連携して取り組んでまいります。</p>
「心のバリアフリー」評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーについては、評価基準を定めて経過を迫るようにすべき。 ・心のバリアフリーの評価基準としては、交通関係者のオレンジリング取得率を目標値に入れ、この数年で100%にしてほしい。 	<p>○令和3年12月に告示改正した次期バリアフリー整備目標において、「心のバリアフリー」に関する目標として、移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することに加え、進捗状況の把握が可能となるよう「心のバリアフリー」の用語の認知度に関する数値目標を設定することとしております。</p> <p>○オレンジリング取得率などの各障害特性に応じた目標値については、上記対応を行った上で検討してまいります。</p>
子供連れの明示化	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮の対象である「高齢者、障害者等」には、子供連れが入ることを注釈で明示してほしい。子育て者は世代交代があるので、明記されていることが望ましい。 	<p>○今後も、ベビーカーキャンペーン等の各種キャンペーンにおいて、子供連れへの配慮が必要である旨を広報・啓発してまいります。</p>

第4回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省、関係省庁等の対応状況
共生社会ホストタウンの共有	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の共生社会ホストタウンについて、それぞれ素晴らしい取組を行っている。2020以降もレガシーとして継続させることが必要なので、評価会議においてもホストタウンの取組を次につなげていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録自治体においては小学生等の住民とパラアスリートとの交流や、マスタープラン・基本構想の策定など、パラリンピアンを受け入れを契機としたユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた取組が行われており、今後も移動等円滑化評価会議や地域分科会の枠組みを活用し、引き続き周知等取組んでまいります。
【文部科学省】学校のバリアフリー化の状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のバリアフリー化の状況について、基本方針の項目に追加し毎年報告してほしい。文科省では調査研究協力者会議を開き、9月に学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言を行っていただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省では、令和2年12月に学校施設におけるバリアフリー化の状況調査の結果を公表するとともに、同月、有識者会議の報告を踏まえ、公立小中学校等のバリアフリー化について、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、各学校設置者に対し、取組の加速を要請しました。 ○今後、学校施設におけるバリアフリー化の状況については、文部科学省において、定期的にフォローアップを行い、公表してまいります。
【文部科学省】学校教育での「心のバリアフリー」	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年以降の教育課程に、心のバリアフリーのみならず、障害の社会モデルや合理的配慮も取り入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校学習指導要領総則等において、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」と記載されており、令和2年度には、交流及び共同学習オンラインフォーラムを開催するなど、心のバリアフリーの推進に努めています。 ○また、障害の社会モデルを含めた、バリアフリーについて学ぶために授業等で活用できる「心のバリアフリーノート」の作成・周知、障害のある児童生徒に対する学習上の支援機器等の教材の活用等に係る実践研究事業の中での障害のない児童生徒等に対して合理的配慮の必要性の理解を促す取組の実施、都道府県が各学校の設置者を対象に開催する研修会に文部科学省の関係職員を派遣する取組の実施などに取り組んできたところです。

移動等円滑化に関する好事例・先進事例の共有

バリアフリー化推進功労者大臣表彰

【バリアフリー化推進功労者大臣表彰「テーマ別・地域別」歴代受賞案件一覧】

	北海道・東北	関東	中部・近畿	中国・四国・九州	全国
交通	[4] 北海道空港 [10] 仙台市交通局 [11] 札幌市交通局	[2] 箱根ロープウェイ [3] 東京地下鉄 [4] 東京国際空港・京急電鉄・ 東京モノレール [10] ANAウイングス・全日本空輸 [13] 東急電鉄 [13] 東京空港交通・三菱ふそう [13] 成田国際空港	[6] 静岡鉄道・静岡市 [7] 阪急電鉄 [11] 大阪市交通局 [13] 北大阪急行電鉄 [13] スルッとKANSAI協議会	[1] 廿日市市 [9] 鳥取県 [11] 鳥取県・日本財団・ 鳥取県ハイヤータクシー協会 [12] 宮崎空港・三菱重工 交通機器エンジニアリング [13] 芸陽バス	[6] ユニバーサルドライバー研 修推進実行委員会 [11] 日本航空・日本エア コミューター
駅とその周辺	[7] 札幌狸小路商店街 振興組合・札幌市	[1] 埼玉新都心バリアフリー まちづくりボランティア [8] 川崎市	[1] 豊中市 [3] 高野町・南海電気鉄道 [4] 北大阪急行・吹田市・ 豊中市 [10] JR西日本・高槻市	[3] JR四国・高知県・高知市	
まちづくり	[6] 秋田バリアフリー ネットワーク [10] 仙台市防災計画課	[5] まち研究工房 [7] 八王子市	[2] 高山市 [12] 京都市	[5] 倉敷市・倉敷美観地区 バリアフリー推進会議 [5] 佐賀県	
建築物	[6] 東京大学高齢社会 総合研究機構	[8] イオンモール株式会社		[1] 宮崎市 [2] オキナワマリオット リゾート&スパ [14] パームロイヤル	[4] みずほ銀行
観光地等	[3] 楽天野球団 [5] 旅とぴあ北海道		[1] 伊勢志摩バリアフリースター センター [4] 清水寺 [8] 姫路市	[3] 広島市 [7] 昭和観光社・バリア フリー旅行ネットワーク [8] 佐賀嬉野バリアフリー ツアーセンター [8] 特定非営利活動法人 バリアフリーネットワーク会議	
地域活動等	[3] 特定非営利活動法人 手と手・新日本海フェリー (株)小樽本店 [9] 島 信一郎・北海道 ユニバーサル上映映画祭実 行委員会		[2] 障害者の自立と完全 参加を目指す大阪連絡会 議 [6] 海の達人	[9] 香川県難聴児(者) 親の会 [11] 自立支援センター おおいた	[7] 子育てタクシー協会
情報		[14] WheelLog			

(注) [] 内数字は表彰された回を示す。また、赤字は令和2年度表彰対象者。

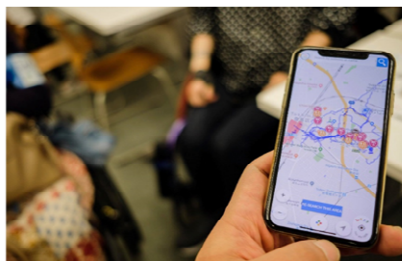
一般社団法人WheeLog

みんなでつくるバリアフリーマップの新たな展開

●新しいバリアフリーマップのプラットフォームの構築

車いすですぐ実際に走行したルートや、ユーザー自身が実際に利用したスポットなど、ユーザー体験に基づいたバリアフリー情報を共有できる「ユーザー投稿型」のバリアフリーマップアプリ「WheeLog!」を開発。

※この「WheeLog!」は、車いす当事者だけでなく、健常者も参画し、一緒に自分の街や旅行先で見つけたバリアフリー情報を投稿することが可能。例えば、車いす当事者が実際に通った道や、実際に利用したスポットなど、ユーザー体験に基づいたバリアフリー情報が投稿されており、世界中のバリアフリー情報をアプリで検索・投稿することができる。



みんなでつくる世界一あたたかい地図



「ユーザー投稿型」の新しいバリアフリーマップのプラットフォーム

●車いすユーザーと健常者が一緒に街へ出かける「街歩き体験」イベントの開催

WheeLog!を活用して、車いすユーザーと健常者が一緒に街へ出かける「街歩き体験」のイベントを全国各地で開催。このイベントを通じ、バリアフリー情報を投稿するにあたって、バリアフリーに関する様々な課題について解決策を自ら考えるという当事者意識を醸成するとともに、自分たちが暮らす地域の問題点についても考えるなど、心のバリアフリーを通じた地域活性化に貢献。



全国での街歩き体験の様子(2019年小田原にて)



街歩きを通じた心のバリアフリーの醸成

株式会社パームロイヤル

宿泊施設における多様な利用者への配慮と誰一人取り残さない夜間訓練の取組

●ハード・ソフト両面での多様な利用者に配慮した環境整備

LGBTの方も含めた誰でも利用しやすいバリアフリートイレへの改修や、誰でも分かりやすいピクトグラムの設置などのハード面での環境整備を行うとともに、社員に対するマナー研修を継続的に実施するなど、ソフト面の取組を行うことにより、ハード・ソフト両面での多様な利用者に配慮する取組の普及に寄与。



バリアフリートイレとピクトグラム



定期的に行われるLGBTマナー研修の様子

●誰一人取り残さない夜間訓練の取組

ホテル営業中の『夜間』にて言葉の通じない外国人やけがをした宿泊客、聴覚、視覚障害、車いすの肢体不自由の方(実際に障害当事者の方が参加)を対象とした夜間消防訓練を全国で初めて実施し、日々の防災危機管理徹底を目的とした様々な障害のある方を安心して滞在できる観光地形成に寄与。



全国初の夜間営業中での消防訓練にのぞむ参加者



総支配人によるクリーンスタッフへの防災危機管理研修の様子

交通事業者の緊急時対応に関する 障害当事者参画の取組

緊急時における視覚障害者に向けた体験会や訓練を公共交通事業者が主催しており、障害当事者が参画することにより、利用者と事業者の相互理解が図られる取組が行われている。

全日本空輸株式会社



視覚に障がいのある人も、あんしんに。 「ANAユニバーサル体験会」を開催

2018.11.3開催



視覚に障がいのあるお客様の航空機利用の不安解消に向けて、「ANAユニバーサル体験会」を開催しました。

体験会には、公益社団法人「東京都盲人福祉協会」に所属する視覚障がいのある10人の方が参加。

「緊急時の機内での対応の流れ」と「機内サービス体験」で構成。

講師は、ANAグループ内で社員向けの緊急脱出研修や、客室乗務員向け訓練の担当者、そしてユニバーサルなサービスの推進を担当する客室乗務員が実施。

https://www.anahd.co.jp/ana_news/archives/2018/12/18/20181218-2.html

東日本旅客鉄道株式会社



視覚障害者、線路に触れ対処学ぶ JR東日本「安全教室」

2020.10.22開催



視覚障害者が線路に転落して死亡する事故が相次いだことを受け、JR東日本東京支社は実際に線路や車両に触れ、ホームから落ちた場合の対処法を身に付けてもらう体験会を品川駅で開催。

参加した視覚障害者らは線路まで下りてレールや枕木、砂利の設置状況とホームの高さを把握。電車とホームとの隙間を確認し、電車の先頭部分などを触って、鉄道の構造を体感した。ホーム下の空間に潜って退避を試す人もいた。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2c2050618c365bb8a2ded652879c4f4912934945>

東京地下鉄株式会社



視覚に障がいのある高校生向け 「鉄道施設体験学習会」を開催

2019.3.1開催




東京メトロと都立文京盲学校が連携し、東京メトロ総合研修訓練センターにある模擬ホームなどを活用し、学生たちがホーム上やホーム下にある構造物や位置関係を体感し、駅設備の仕組みを学ぶほか、視覚障がい者向けの支援ツールを体験。

また、この体験学習会は、鉄道を安全に利用していただくことを目的に開催されたもので2017年度、2018年度に開催した。

<https://www.tokyometro.jp/news/2019/195281.html>


各地域分科会等での主な取組



～バリアフリー推進パッケージ～

福島市

福島市



バリアフリー推進パートナー

官民一体


バリアフリー

ハード・ソフト

「誰にでもやさしいまち ふくしま」

◆福島市では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体でハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指しています。

◆バリアフリーの推進への取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力をいただける民間事務所や団体を「バリアフリー推進パートナー」とし、官民一体でソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進します。




～バリアフリー推進パートナー～


- ①アンケート調査等へのご協力
- ②バリアフリー推進パートナーミーティングへの参加
- ③バリアフリー推進パートナーステッカー掲示（後日郵送します）
- ④バリアフリー事業の実践、取り組んでいる事例の情報発信等

【参考】バリアフリー推進パートナー 263団体
令和3年1月末現在

①保育園・学校・大学	94団体
②一般企業	70団体
③NPO法人	26団体
④行政機関	6団体
⑤自治振興協議会	27団体
⑥その他各種団体	40団体



【参考】バリアフリー推進パートナーステッカー



ふくしまバリアフリーツアーセンター

「心のバリアフリー」冊子の作成

福島市の「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指して、バリアフリーの推進に取り組む事業のひとつとして、心のバリアフリーを学べる小学生向けの冊子を作成しました。



普及・啓発冊子（イメージ）

バリアフリー情報の収集

高齢者や障がい者、小さなお子様連れや外国人などの全ての人が移動する際や施設利用時における利便性や安全性を向上させるために、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路などの情報について、SNSを活用した一般参加型の情報収集など、官民連携による取り組みを推進しています。



バリアフリー情報の発信

どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には必要となり、バリアフリー情報、もしくはバリア情報の提供により、どの施設が利用可能・不可能といった情報を事前に把握できるよう、バリアフリー化された施設の情報をわかりやすく提供するバリアフリーマップの更新やバリアフリー対応情報を記載できるステッカーの提示などについて、官民一体となって取り組んでいます。



誰でも外出前や外出先で、必要な情報を施設毎に検索しなくても効率的に入手することが可能となり、安心して外出が出来る

東急電鉄株式会社(令和元年度バリアフリー化推進功労者国土交通大臣表彰受賞者)が、令和二年度内閣府バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰において内閣総理大臣表彰を受賞。(大手民鉄では初)

東急電鉄の主な取組み

◆ ホームドアの全駅整備計画

⇒2014年度から整備をすすめ、2019年度末に世田谷線、こどもの国線を除く全ての駅にホームドアまたはセンサー付き固定式ホーム柵の設置が完了

◆ バリアフリー連絡アプリの開発とその活用

⇒介助が必要な車いす利用者や視覚障害者の方に行っていた駅間の連絡について、情報共有が容易かつ簡単な入力に対応可能なアプリを開発

◆ 接客サービス選手権を活用した好事例の共有

⇒接客マニュアルでは身につかない応用力を発揮した接客サービスを実現するため、年に一度現場で想定される状況を踏まえた出題に対して取組事例の共有を図り、接客サービス水準の向上を図っている。



バリアフリーアプリの使用



ホームドア



接客サービス選手権の様子



未来クラブ・経済研究会に公表

令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

令和2年12月15日
内閣府政策推進官
(政策調整担当)

(別添)

令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させるため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式を、下記により行いますので、お知らせいたします。

1. 表彰式

- (1) 日 時：令和2年12月16日(水) 15:25～16:45
- (2) 場 所：総理大臣公邸大ホール
- (3) 次 第：○内閣総理大臣挨拶
○表彰状授与
○内閣総理大臣表彰(菅内閣総理大臣)
○内閣府特命担当大臣表彰(坂本内閣府特命担当大臣)
○記念撮影

2. 受賞者(別添資料参照)

- 1) 内閣総理大臣表彰 2件
- 2) 内閣府特命担当大臣表彰「優良賞」 3件
- 3) 内閣府特命担当大臣表彰「奨励賞」 4件

3. 取材等

- ・冒頭から「記念撮影」前まで取材可能です(カメラ撮影を含む)。
- ・ペン記者は各社1ペンでお願いします。
- ・表彰式は全員マスク着用のため、マスク着用の御協力をお願いします。
- ・官邸報道室及び内閣府担当者の指示に従ってください。

(本件関係先)

内閣府政策推進官(政策調整担当) 件
参事官(総務調整担当) 件 山田、松本
TEL:03-3581-3445 FAX:03-3581-3999

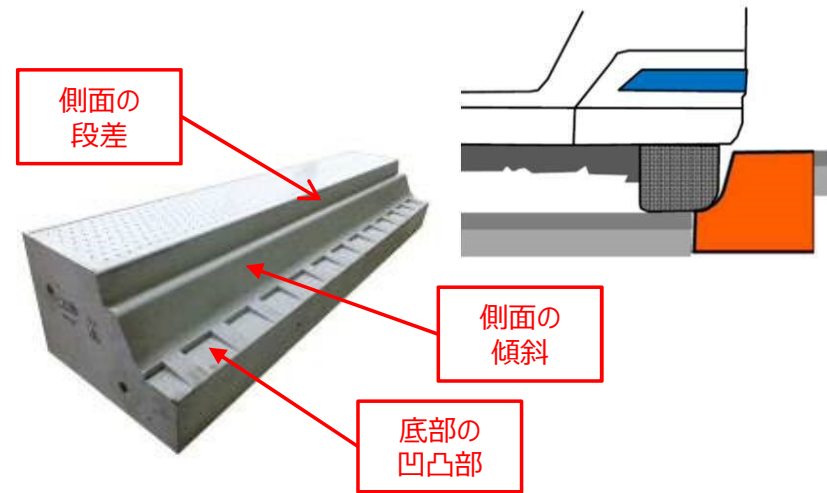


授賞式の様子(首相官邸ホームページより)

新潟市では、バス停にバスを隙間なく停車するための専用縁石(バリアレス縁石)を設置することにより、歩道とバスとの段差や隙間を解消し、誰もが安心してバスに乗ることができるようにするための実証実験を実施

バリアレス縁石とは

- ・側面を特殊な形状にすることで、タイヤが縁石に接触しても衝撃がほとんどなく、**バス停にバスを近づけること(正着)ができる縁石**
- ・縁石の一部に凹凸を設け、車両が縁石に接近すると微振動により運転手が感知できる構造
- ・国産バリアレス縁石の研究、開発は横浜国立大学 中村文彦教授、(公社)日本交通計画協会、(株)アドヴァンスらによる取組み
- ・**新潟市ではH27年度から実証実験を実施**
- ・H28年度に国内で初めて国産バリアレス縁石を新潟市で導入
- ・H30年度以降、岡山市の後楽園前、福岡市のアイランドシティ等で導入
- ・〔課題〕正着性が確保されるためには、バス運転手の教育など事業者との連携が必要



バス停バリアフリーの推進に向けた社会実験 (R2年度)

(国土交通省道路局社会実験に採択)

- ・多くの路線バスが発着するバス停(新潟駅万代口バスターミナル0番線)に試験的に導入し、路線バスの実運行の中で大型バス及び連節バスの正着状況について把握するとともに、運用面での正着性向上策を検討
- ・視覚障害者、車椅子使用者の乗車体験等を実施



実証実験見学

令和2年11月19日(木)

- ・北陸信越運輸局職員及び移動等円滑化評価会議北陸信越分科会の一部委員により実証実験を見学



今後の導入方針

- ・整備予定の新潟駅高架下交通広場等への導入を検討

視覚障がい者の方が利用できる「新しい形の観光案内ツール」を検討するため、株式会社リモートアシストの通信機器「リモートアシスト」を使用し、観光地で目の不自由な方に対する遠隔音声案内の実証実験を実施。

＜日時＞

- ①令和2年11月9日(月) 14:00-16:00 参加者16名 (視覚障がい者2名、大学生5名、ガイドヘルパー1名 ほか)
- ②令和2年11月11日(水) 10:00-12:00 参加者19名 (視覚障がい者2名、大学生5名、ガイドヘルパー2名 ほか)

＜場所＞

【屋外】伊勢神宮内宮前 おはらい町・おかげ横丁 【屋内】神宮会館 会議室

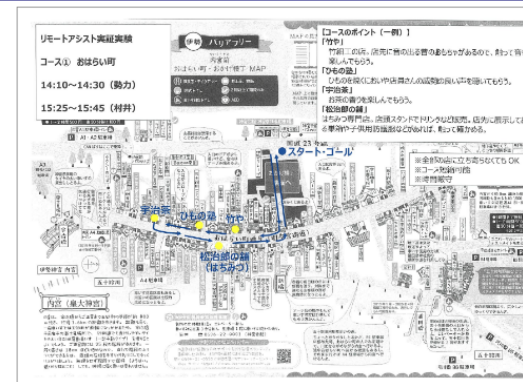
＜実施者＞

伊勢市、特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

＜コースの設定＞

大学生が事前に調査した結果を元に、「触る、嗅ぐ、聞く」を楽しめるスポットを15分程度で周遊できるコースを設定。

- ・木工土産物店で音の出る昔ながらの玩具に触れる。
- ・干物のにおいや、威勢の良い店員さんの声を聞く。
- ・お茶やお香のお店で香りを楽しむ。
- ・大きなオブジェ（招き猫）に触る。 …など



伊勢市バリアフリーマップ



リモートアシスト



ウェブカメラの装着



遠隔で音声案内を受ける視覚障がい者の方



屋内から音声案内を行う大学生

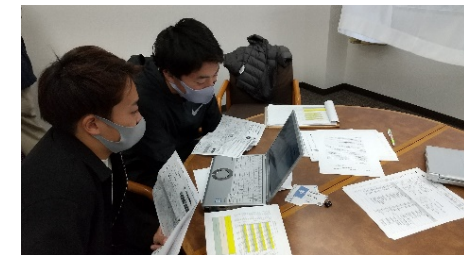
＜視覚障がい者の方の意見＞

- 行動範囲が広がったと感じた。他の場所もカメラを付けて歩いてみたい。
- コミュニケーションが増えて、今まで以上に楽しかった。
- カメラは軽く、装着している感覚は少ない。



＜大学生の意見＞（屋外で視覚障がい者の手引き、屋内でオペレーターを担当。）

- 初めてのことで不安もあったが、たくさんコミュニケーションが取れて楽しくできた。
- 文字のサイズが小さいメニューの情報など、画面を通じて伝えるのが難しいときがあった。
- 障害物やお店の情報をもっと丁寧な言い方でガイドできるようになりたい。



＜今後の課題＞

● 安定した通信の維持

⇒ 通信が途切れてしまうときが何度かあった。特定の場所で電波状況が不安定な可能性、また、歩きながらの通信となるため通信の負荷が大きくなった可能性がある。開始地点変更により、比較的安定した通信が可能となった。

● カメラの撮影範囲拡張と画質向上

⇒ 足元の様子が捉えられない場合が多く、手引き者が近距離のバリアに注意を払う必要がある。また、飲食店のメニューなど、文字のサイズが小さい場合はカメラがかなり近くまで寄らないとオペレーター側で読みにくいことから、画質の向上が望まれる。

● コミュニケーション

・ オペレーター側も受け手もマイクを通じてコミュニケーションが可能であるが、双方が同時に話すと成立しない。

⇒ 一方が話し終えてからでないと、もう一方の声が伝わらない点に留意する必要がある。

・ 分かりやすい情報伝達を行うためには、オペレーターとしての経験が必要。

⇒ 「10メートル先の右手に伝統工芸品のお店がある」など具体的に伝える。マニュアルや事例集があれば役立つと考えられる。

・ オペレーター側からの情報が無い状態のとき、通信がつながっているかどうか受け手側が不安に感じる時がある。

⇒ リズムを刻む音声を常時流した。コミュニケーションの妨げや受け手のストレスにならないリズムや音質などについて検討が必要。

◇目的

障害当事者が調査収集することにより、障害当事者の目線での的確なバリアフリー情報を収集し、多くの障がいのある人に情報提供し、社会参加の促進を図ることを目的とする。

◇内容

私たち車いす障害者にとって外出は不安とバリアがありますが、「交通バリアフリー法の改正」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などの整備により多くの改善がされ、外出は容易になってきました。しかし、まだまだ、公共交通機関のアクセス問題や宿泊施設のバリアフリー状況は厳しい面があります。2024年に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会では障害を持った選手はもちろんの事、応援に来られる方も多く来県、滞在されることや大会の準備においても宿泊施設や公共交通機関のバリアフリー情報は重要な情報となります。調査した宿泊施設や公共交通機関のバリアフリー情報をウェブサイトで公開します。

◇期間と具体的な調査内容

・期間・・令和2年4月～令和3年3月(調査期間は12月まで)

・調査内容

⑦県内のJR・各私鉄全駅におけるバリアフリー状況(ハード面・ソフト面)の調査122か所

①県内の主要な宿泊施設(概ね50室以上)のバリアフリー状況79カ所

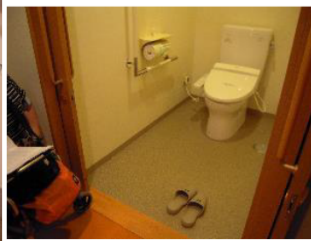
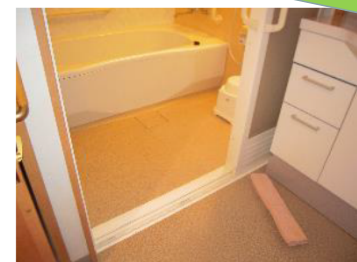


調査後気付いた点

一般客室で段差がなくユニバーサルルームと同等の造りで車椅子で利用可能

トイレバスは使えるが残念な事に和室

フラップのボックスが邪魔で車椅子がセットできない。これでは車から降りれない。



知的障害・発達障害者支援のために 「新型コロナウイルス感染予防」に関する チラシ・ポスターを作成

◇ 特徴

- ・ 分かりやすいイラスト付き
- ・ ルビ付き
- ・ 簡潔な説明
- ・ 分かち書き

※子どもにもわかりやすいと、小学校でも活用されている。

公共交通機関や建物においても、

分かりやすい情報提供に工夫を。

よくあるコロナの注意書き・掲示物

- ・ 文字ばかり
- ・ 漢字にルビがない
- ・ 表現が難しい
- ・ 情報が多すぎる

・・・知的障害・発達障害者には理解しにくい。



ウイルスは小さくて目では見えません

新型コロナウイルスにかからないようにするために

感染したり、誰かにうつってしまったら、注意すること

- 1 せっけんでしっかり手を洗う**
家に帰ったときやごはんを食べる前には、せっけんで手を洗きましょう。指の間、指の先、親指、手首などもしっかり洗きましょう。
- 2 手を消毒する**
せっけんで手を洗えないときは、アルコールなどの消毒液で消毒しましょう。消毒液を手にかけて、手のひら、指、指の間、親指、手首をしっかりとこすります。
- 3 手で顔をさわらない**
手にはウイルスが付いているからしれません。口や鼻、目はさわらないようにしましょう。
- 4 せきやくしゃみをするときは、ハンカチを使う**
せきやくしゃみが出るときは、ハンカチやタオルで鼻と口をおおきましょう。マスクがあれば、マスクをしましょう。
- 5 ドアノブや手すりなどを消毒する**
ウイルスは、金属やプラスチックの表面に長く残ります。ドアノブや手すり、テーブル、携帯電話など、手でよくさわるところはアルコールなどで消毒しましょう。
- 6 人が集まる場所には行かない**
ウイルスは、人から人うつります。人が集まる場所には行かないようにしましょう。
- 7 話をするときは2メートルほど離れる**
他の人と話すときは、2メートルほど離れましょう。2メートルは、大人が両腕を広げたぐらいの長さです。必要なときは、電話やメールで伝えるとよいです。
- 8 遊びに行くのは少しがまん**
旅行やお出かけなどは少しのあいだがまんしましょう(新型コロナウイルスがおさまったら、思いっきり遊びましょう!)
- 9 具合が悪いと思ったら家から出ない**
熱があったり、咳やくしゃみが出たり、息苦しかったり、いつもより体調がよくなかったりと思ったら、家から出ないようにしましょう。

■イベントの概要

- ・新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請等の影響で、旅行自体が敬遠されている現状において、「**バリアフリーオンラインツアー**」を実施することで、身体や健康状態に不安がある高齢者や障がい者でも、自宅にいながら旅行気分を味わえる島根オリジナルのオンラインツアーを体験いただき、新型コロナウイルス感染拡大収束後の島根県への誘客のきっかけづくりを行う。
- ・**移動手段（ノンステップバス等）や観光施設、宿泊施設等のバリアフリー状況を前もって紹介**することで、安心して旅行ができるよう情報発信。

開催日：令和3年2月7日（日）

参加者：全国から車いす使用者を中心に20名が参加。

- ・プロジェクトゆうあい（松江／山陰バリアフリースターセンター）のネットワークから、全国のバリアフリースターセンター約20か所へ案内
- ・島根県内の障がい者団体等への呼びかけ

参加費：3,000円

主催者：島根県観光振興課／企画運営：特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい



■イベントの様子

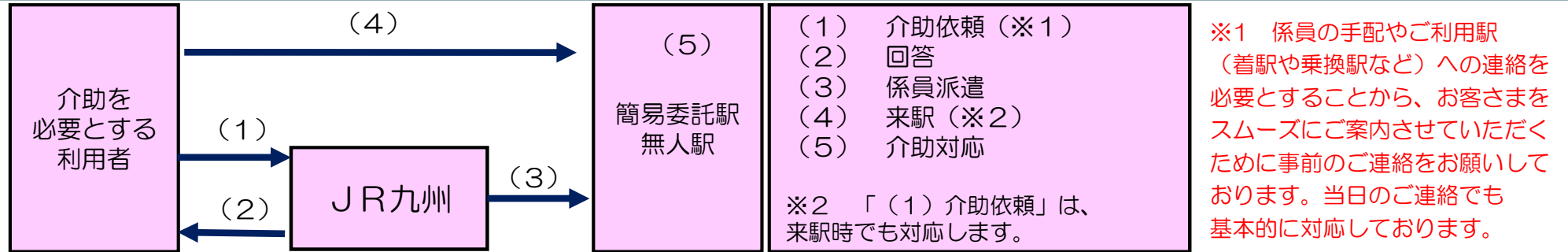
- ・北海道から鹿児島まで13都道府県から20人が参加。松江城や堀川などからの景色をオンライン（ZOOM）の画面上で体験。
- ・スタッフが撮影した映像を通じて、参加者らはチャットをしながら約2時間半のツアーを満喫。堀川遊覧船では、車椅子での乗船の流れを紹介するなど、様々な場面でバリアフリー対応状況も紹介した。
- ・参加者には、事前に「和菓子の手作り体験セット」などのお土産が届けられており、オンラインで職人の話を聞きながら、味覚でもオンラインツアーを楽しんだ。

特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

- ・2004年設立。翌年から障がい者就労継続支援事業（A型／B型）を開始。
- ・放課後デイサービスやバリアフリースターなど障害者支援の取組のほか、市内の公共交通機関の時刻表を発行する等、公共交通の利用促進、まちづくりにも取り組んでいる。

① JR九州社員等対応

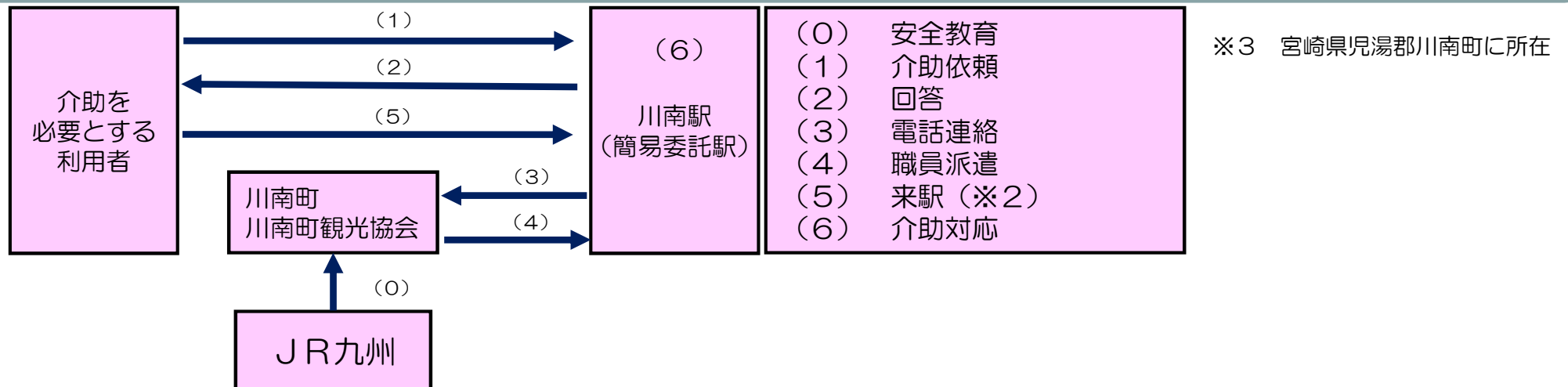
車椅子の利用者が簡易委託駅や無人駅を使う際、**安全教育を受けた社員**を派遣し、乗り降りの介助を行っている。



② JR九州社員等以外対応

地域と協力し対応できる可能性を示す

車椅子の利用者が川南駅(※3)で駅係員へ依頼し、依頼を受けた駅係員は川南町又は川南町観光協会へ電話連絡し、同町又は同観光協会から**安全教育を受けた職員**が派遣されて、乗り降りの介助を行っている。【対応時間】平日8時30分～17時00分時間外及び事前連絡分は①対応



□ 沖縄総合事務局において、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体の優れた取組を広く普及させ奨励することを目的として「局長表彰制度」を制定、県内の優れた取組を表彰。

受賞者 (株) パームロイヤル

那覇の観光ホテル「パームロイヤルNAHA」を運営。

【ハード面】

- ・LGBTに配慮した多目的トイレの設置

【ソフト面】

- ・同性パートナー向けハネムーンプランの造成
- ・LGBTに関する社内研修の実施、LGBTの方がより働きやすい環境にする配慮
- ・日本初LGBT支援チャーターフライト運航の提案の実現
- ・LGBTフレンドリーホテルとしての宿泊受入れ
- ・「逃げるバリアフリー」としてホテル営業中に夜間消防訓練を全国で初めて実施
- ・(一社)アレルギー対応サポートデスク沖縄にて施設研修制度の創設に尽力
- ・沖縄観光コンベンションビューローのバリアフリーワーキング委員会において、LGBT、食物アレルギー、施設のバリアフリー化に対し多様な方々を受け入れるよう沖縄県に提言書を提出

取組



LGBTに配慮した多目的トイレの表示



夜間消防訓練 (逃げるバリアフリー)

LGBT支援
チャーターフライト



LGBTフレンドリーホテルとしての宿泊受入れ



沖縄都市モノレール (株)

ゆいレールを運営。

【ハード面】

- ・モノレールの車両とホームドア間の隙間を極力少なくし、乗り降りする際の段差を解消
 - ・延長区間駅のホームドア開口部の広さを、多客対応を考慮し既存駅1600mmから1900mmに拡張
 - ・各駅の券売機等の案内を多言語化、各施設のキャッシュレス化、トイレの洋式化
- 【ソフト面】
- ・特定の駅には外国人窓口対応者を配置するなど、海外利用者の利便性の向上

段差解消



ホームドア開口部拡張



トイレの洋式化



多言語対応券売機



外国人対応窓口

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律について(概要)

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜予算関連＞

法律の概要

※赤字：令和2年6月19日施行 青字：令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

令和2年6月19日施行分

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 ※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業(例)

公共交通特定事業

ハンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験



当事者講師によるセミナー

令和3年4月1日施行分

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等(高齢者障害者等用施設等)の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加
- 令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行に向け、適正な利用の対象となる「高齢者障害者等用施設等」の具体的な内容をバリアフリー法施行規則で定める必要

対象施設 (バリアフリー法施行規則において規定)



(障害者用トイレ)



(旅客施設の
エレベーター)



(旅客施設・車両等の
優先席)



(車椅子使用者用
駐車施設等)



(車両等の車椅子スペース)

施設設置管理者が講ずべき具体的措置 (努力義務の対象となる広報啓発活動)

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

公共交通移動等円滑化基準省令の一部改正について

(公共交通事業者等のソフト基準適合義務の創設)

公共交通事業者等に対し、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、**役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)**の遵守義務を課すこととしている(令和2年5月法改正、令和3年4月全面施行)

ソフト基準の対象

義務	ハード基準適合維持義務(法第8条第2項)が課されている、 新設等された旅客施設・車両等 (平成14年5月15日の旧交通バリアフリー法施行以降に新設・大規模改良又は新規供用されたものが対象)
努力義務	ハード基準適合の努力義務(法第8条第3項)が課されている、 既存の旅客施設・車両等

ハード基準とソフト基準の関係

○**ハード基準**は、障害当事者が公共交通機関を円滑に利用するための必要最低限の義務として、以下のとおり規定。

- ・バリアフリー設備を設置すること(例: ○○においては、○○を備え付けなければならない)
- ・バリアフリーとして機能させるために必要最低限の構造の諸元(例: ○○の幅は、○cmでなければならない)

○**ソフト基準**は、ハード基準のバリアフリー設備の機能が十分に発揮されるよう、設備の目的に合わせて以下のとおり規定。

- ①職員等がバリアフリー設備を用いて、役務の提供を行うこと(例: 乗降用のスロープ板等)
- ②バリアフリー設備それ自体を用いて、運行情報の提供や照度の確保などの役務の提供を行うこと(例: 運行情報提供設備、照明設備等)
- ③バリアフリー設備を用いた役務の提供が行われるよう、体制を確保すること



駅ホームにおけるスロープ板設置の例



路線バスにおける役務提供(スロープ設置・介助)の例



階段脇の位置をわかりやすく示す照明の例

(例)鉄軌道駅におけるソフト基準

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存)：プラットホーム
車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある段差又は隙間がある場合は、**渡り板等を設置**すること。



ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき渡り板等が設けられた場合は、**当該渡り板等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**

○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

ハード基準(既存)：乗車券等販売所、案内所
筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

ソフト基準(新規)

聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：照明設備
照明設備を設けること。

ソフト基準(新規)

照明設備を用いて、十分な**照度を確保**すること。

ハード基準(既存)：ホームドア
ホームドアを設置すること。(構造上困難な場合を除く。)

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：運行情報提供設備

運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。



ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：エレベーター

かごの昇降方向、戸の開閉等を**音声により知らせる設備を設置**すること。

ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき設置された設備を用いて、かごの昇降方向、戸の閉鎖等を**音により知らせること。**

(例)バスにおけるソフト基準

○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

ハード基準(既存) : 意思疎通を図るための設備
 筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

➡ **ソフト基準(新規)**
 聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存) : 乗降用設備
 ・車椅子スペースを1以上確保
 ・車椅子スペースには、車椅子固定用装置を設けること 等

➡ **ソフト基準(新規)**
 ハード基準に基づき設置された**車椅子固定用装置を用いて、必要な役務の提供を行うこと。**

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存) : 運行情報提供設備
 ・車両の前面、左側面、後方に行先表示を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**
 ハード基準に基づき設置された**行先表示器を使用して、行先に関する情報を提供すること。**

ハード基準(既存) : 乗降口
 乗降口の有効幅が80cm以上

ハード基準(既存) :
 ・床面の高さは65cm以下
 ・床面は滑りにくい仕上げ

○設備を用いた情報提供等

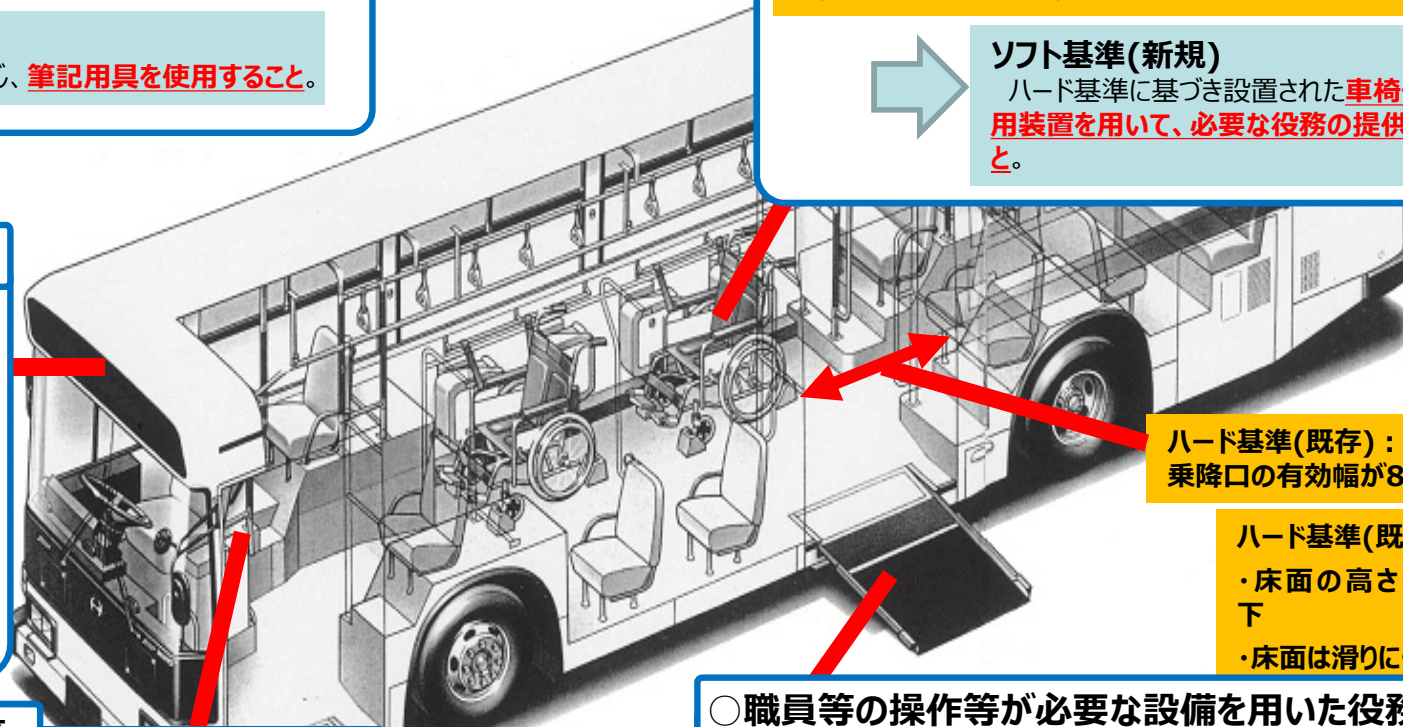
ハード基準(既存) : 運行情報提供設備
 ・運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。

➡ **ソフト基準(新規)**
 ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存) : 乗降用設備
 スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**
 ハード基準に基づき設置された**スロープ等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**



バリアフリー基準適合義務の対象拡大

■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

公共交通事業者等

※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象



鉄道事業者



路線バス事業者(定期運行)



貸切バス事業者



一般旅客定期航路事業者



本邦航空運送事業者



軌道経営者

車椅子対応型の
車両を導入する際
に、ハードの基準
適合を義務付け



タクシー事業者



旅客不定期航路事業者
(遊覧船等)



航空旅客ターミナル管理者

建築物

特別特定建築物(2,000㎡以上)
(特別支援学校、病院、店舗、ホテル等)



特別特定建築物に公立小中学校を追加



道路

特定道路
(移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定)



旅客特定車両停留施設
(バス等の旅客の乗降のための道路施設)



公園施設

特定公園施設
(都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等)

路外駐車場

特定路外駐車場
(500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場)

バリアフリー法に基づく基本方針における 次期目標について(最終とりまとめ)

背景

整備目標の詳細につきましては、配布資料または国土交通省ホームページをご覧ください。

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、次期目標をとりまとめ。**

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日、第11回検討会:令和2年11月18日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意。**
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2:「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間^(※3)**

※3:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%
		視覚障害者誘導用ブロック	95%
		案内設備(※2)	74%
		障害者用トイレ(※3)	89%
	ホームドア・可動式ホーム柵	858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上の駅は800番線
	鉄軌道車両(※4)	75%	○約70% ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%
		視覚障害者誘導用ブロック	98%
		案内設備(※2)	76%
		障害者用トイレ(※3)	84%
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%
リフト付きバス等(適用除外車両)		5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行システムの総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする
	貸切バス車両(※4)	1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両(※4)	37,064台	○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%
		視覚障害者誘導用ブロック	100%
		案内設備(※2)	54%
	障害者用トイレ(※3)	100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)	48%	○約60% ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
	障害者用トイレ(※3)	97%		
	航空機(※4)		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63%(※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		57%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		48%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		36%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65%(※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
	「心のバリアフリー」		—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

旅客施設 (鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)

現行

※1:2019年度末の段差解消の数値(速報値)

- 平均利用者数が3,000人以上/日の旅客施設を原則として全てバリアフリー化
- これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<旅客施設(3,000人以上/日)のバリアフリー化率(※1)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 92%	・バスターミナル(約50施設)	: 95%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 100%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 87%

目標

※2:2019年度末の数値(速報値)

<旅客施設全般>

- バリアフリー指標として、**案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内図記号による標識等)の設置を追加**

<旅客施設(3,000人以上/日)の案内設備のバリアフリー化率(※2)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 74%	・バスターミナル(約50施設)	: 76%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 54%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 95%

<運行情報提供設備>



【多機能便所のあるトイレ】



<標識(ピクトグラム)>

- これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<鉄軌道駅・バスターミナル>

- 平均利用者数が3,000人以上/日の施設と**2,000人以上3,000人未満/日**で**基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設**を原則として全てバリアフリー化

<旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル>

- 平均利用者数が**2,000人以上/日**の施設を原則として全てバリアフリー化

鉄軌道駅 (平均利用者数に係る目標以外)

現行

※1: 2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

- 車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進

※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う



ホームドア等の設置状況(※1) : 858駅

目標

※2: 2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

- **駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち平均利用者数が10万人以上/日の駅で800番線を整備する**

<ホームドア等の整備状況(※2)>

- ・鉄軌道駅全体の総番線数 : 19,951番線、総駅数 : 9,465駅
(うち10万人/日以上駅 総番線数 : 1,275番線、総駅数 : 285駅)
- ・鉄軌道駅全体の整備済総番線数 : 1,953番線、整備済総駅数 : 858駅
(うち10万人/日以上駅 整備済番線数 : 447番線、整備済駅数 : 154駅)

<その他(新設)>

- 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、**可能な限りバリアフリールートの複数化を進める**
- 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、**可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める**

※ホームドア・可動式ホーム柵の整備実績は、整備済番線数とともに、整備済駅数についても公表予定。

※1:2019年度末の数値(速報値)

現行

鉄軌道車両

- 総車両数約5万2,000両のうち約70%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 75%>



目標

- 総車両数約5万3,000両のうち**約70%**をバリアフリー化
 [令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定]
- **新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める**

現行

旅客船

- 総隻数約700隻のうち約50%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 48%>
- 平均利用者が5,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は原則全てバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 48%>
- これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

目標

- 総隻数約700隻のうち**約60%**をバリアフリー化
- 平均利用者が**2,000人以上/日**のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化
- これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

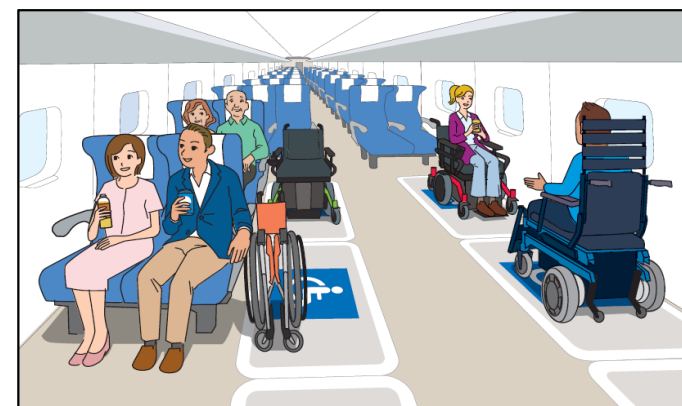
現行

航空機

- 総機数約620機を全てバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 99%>

目標

- 総機数約670機を全てバリアフリー化



<新幹線の車椅子フリースペースのイメージ例>

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

※1:2019年度末の数値(速報値)
 ※2:適用除外認定車両約1万台を除く

乗合バス車両	
現行	<p>＜ノンステップバス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総車両数約5万台(※2)のうち約70%をバリアフリー化 <p>＜バリアフリー化率(※1) : 61%＞</p>
	<p>＜リフト付バス等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 <p>＜バリアフリー化率(※1) : 5%＞</p>

目標	
＜ノンステップバス＞	＜リフト付バス等＞
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総車両数約5万台(※2)のうち約80%をバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行システムの総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする 	

貸切バス車両	
現行	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 <p>＜バリアフリー化率(※1) : 1,081台＞</p>

目標	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 	

タクシー車両	
現行	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約44,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入 <p>＜バリアフリー化率(※1)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー : 37,064台 (うち、ユニバーサルデザインタクシー : 21,736台)

目標	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 約90,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入 ➤ 各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする 	

道路

現行

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路を原則として全てバリアフリー化

＜バリアフリー化率(※1) : 89%＞

〔令和元年7月に、面的なバリアフリー化を推進するため、約1,700kmに約2,400kmを加え、全体約4,450kmに拡大し、バリアフリー化率(※2)は約63%〕

※1: 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象であり、2018年度末の数値

※2: 2018年度末の数値

信号機等

現行

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化

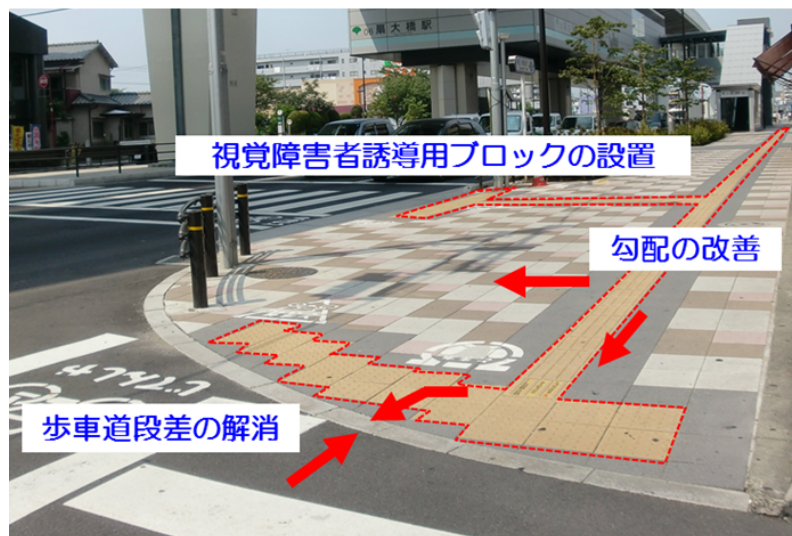
＜バリアフリー化率(※3) : 99%＞

※3: 2019年度末の数値

目標

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路(約4,450km)の約70%をバリアフリー化

道路のバリアフリー化整備事例



目標

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化
- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている、

- ・ **信号機は原則として全て音響機能付加信号機にする**
- ・ **道路標示は原則として全てエスコートゾーンを設置**



＜音響機能付加信号機の例＞



＜エスコートゾーンの例＞

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

※2:2019年度末の数値(速報値)

現行

都市公園

※1:2018年度末の数値

- 園路及び広場(約97,000箇所)の約60%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 57%>
- 駐車場(約9,000箇所)の約60%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 48%>
- 便所(約36,000箇所)の約45%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 36%>

目標

- 規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について
 - ・園路及び広場(約9,000箇所)の**約70%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約63%>
 - ・駐車場(約6,000箇所)の**約60%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約53%>
 - ・便所(約9,000箇所)の**約70%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約61%>

現行

路外駐車場

- 特定路外駐車場(約3,900箇所)の約70%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 65%>

目標

- 特定路外駐車場(約3,900箇所)の**約75%**をバリアフリー化

現行

建築物

- 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総ストックの約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※2) : 61%>



目標

- 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総ストックの**約67%**をバリアフリー化
- **床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進**
- **公立小学校等(※3)については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する**



※3:小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの

マスタープラン・基本構想の作成

現行

- マスタープラン及び基本構想の制度は、市町村が中心となり、施設単体ではなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

<作成状況>

・マスタープラン： 全国8市区(※1) ・基本構想： 全国304市区町(※2)

※1:2020年6月末の数値、※2:2020年3月末の数値

目標

- マスタープランの作成市町村数： **約350自治体** (全市町村(約1,740)の2割)
- 基本構想の作成市町村数： **約450自治体** (平均利用者数が2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)

心のバリアフリー

現行

- 令和2年5月の改正バリアフリー法においては、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進や学校教育との連携など移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する施策を強化

目標

共生社会の実現に向けて、ハード面の目標のみならず、ソフト面の目標として、

- **移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備する。**
- 「心のバリアフリー」の用語の認知度： **約50%** (現状(※3)： 約24%)
- 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合： **原則100%** (現状(※3)： 約80%)

※3:2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による